

**受付期限:令和6年1月15日(月)**

**令和6年度 多賀町放課後児童クラブのご案内 (学校休業日(期間)のみ利用)**  
(既入会者・新入会者共通)



多賀町教育委員会事務局 教育総務課  
電話番号 : 0749-48-8123  
有線番号 : 2-3746  
FAX番号 : 0749-48-8155

『放課後児童クラブ』とは、保護者・同居親族の就労状況・健康状態などの事情により、下校後に保護者が在宅せず、子どもだけで生活する事が不安な家庭で、町内の小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。

名称	所在地	定員	対象児童
多賀町放課後児童クラブ	多賀町多賀 722 番地 59 (多賀小学校敷地内)	140 人	多賀小学校区児童 大滝小学校区児童

利用期間	開所日程	開所時間
春休み	令和6年3月25日～令和6年4月7日 ※土曜、日曜、祝祭日除く	8時30分～18時00分
夏休み	令和6年7月21日～令和6年8月28日 ※土曜、日曜、祝祭日除く	8時30分～18時00分
冬休み	令和6年12月25日～令和7年1月8日 ※土曜、日曜、祝祭日除く	8時30分～18時00分

### 1. 入会の要件について

町内小学校就学児で、次のいずれかに該当する場合に入会できます。また、心身に障がいがあっても、特別な医療ケアが必要なく、集団生活が可能な児童も入会できます。

①保護者の就労・疾病などの理由により、一週間の内、概ね3日以上、放課後(午後2時以降)に家庭での養育が困難であり、かつ同居の親族その他の者においても諸事情により養育にあたることができないものと認められたもの。

②町長が児童の健全育成上、特に必要と認めるもの。

※1: 成人で健康な同居の親族などがいる場合は入会の対象になりません。(祖父母等も含まれます)

※2: 入会中に、離職、育児休暇を取得するなど保護者等が在宅となる場合は、事象の生じた月末に退会となります。

※3: 育児休暇取得中の場合は在宅扱いとなり対象となりませんが、年度内(4月から翌年3月まで)に職場復帰される場合にはご相談ください。必ず事前にご相談くださるようお願いいたします。

## 2. 入会申請について

①申請書の配布および受付期間

**令和5年12月4日(月)から令和6年1月15日(月)まで(必着)**

②申請書の配布および受付場所

**放課後児童クラブ、または多賀町教育委員会事務局教育総務課(役場1階)**

・申請書の様式は「多賀町ホームページ」から「施設案内」→「子育て・保育・教育」→「放課後児童クラブのご案内」の順に検索していただくと添付ファイルに様式がありますので、ダウンロードしてご利用いただけます。

※入会の可否決定は3月に通知します。

## 3. 申込書類

※申請書等の提出については、郵送可能ですが、書類に不備の無いよう十分ご注意ください。書類①, ②, ③がそろっていない場合、入会は保留となります。

### ①多賀町放課後児童クラブ入会申込書

※『4』その他 同居家族』欄には、同居家族すべての方をご記入ください。

### ②就労状況等を明らかにする書類

世帯が別であっても、同居されている場合は家族全員分が必要です。申請書の受け取り時に必要部数をお申し出ください。(同居家族とは、世帯を問わず同一敷地内に一緒に暮らしている方とします。)

ア	就労されている場合	就労証明書
イ	就労されていない場合	申立書、およびその理由を証明する書類
ウ	通学の場合	在学証明書
エ	疾病を理由とする場合	診断書の写し
オ	介護・看護を理由とする場合	診断書の写し (診断書が無い場合には『申立書 4. その他の理由の場合』の欄に生活状況をご記入ください。)

### ③生活状況確認シート

記載内容と実情が異なる事が明らかになった場合には、入会決定通知後でも、決定は取り消されます。

### ④口座振替依頼書(新規入会者のみ)

利用負担金等の納付は、ご指定の金融機関の口座振替で行いますので、口座振替依頼書の提出をお願いします。(書類は入会決定通知時に送付します。)

### ⑤電子メールシステムへの登録「承諾書」(新規入会者のみ)

放課後児童クラブからのお知らせを電子メールで配信するため、電子メールによる情報配信システムへの登録「承諾書」の提出をお願いします。(書類は入会決定通知時に送付します。)

#### 4. 利用負担金について

◎学校休業日（期間）のみの利用負担金（1人につき）

春季休業	新1年生 [4月1日から4月7日まで]	2,500円
	現1～現5年生 [3月27日から4月7日まで]	5,000円
	現6年生 [春休み期間から3月31日まで]	2,500円
夏季休業	7月21日から7月31日まで	5,000円
	8月1日から8月28日まで	10,000円
冬季休業	12月25日から1月8日まで	2,500円

※月途中の入会・退会の場合でも、期間分を全額納付いただきます。

※日割計算による精算は行いません。

※期間利用が0日でも、利用負担金を徴収します。

◎早朝・延長の利用の場合

早朝料金①	7時45分～8時00分	150円
早朝料金②	8時00分～8時30分	100円
延長料金①	18時00分～18時30分	100円
延長料金②	18時30分～19時00分	200円

※早朝・延長は特別な対応です。原則、開所時間(18時00分)内のお迎えをお願いします。また、早朝の対応は7時45分からですので、この時間以前の登所はご遠慮ください。

◎利用負担金減免制度（減免制度を受けられる場合は、減免申請が必要です）

兄弟姉妹で入会	2人目以降の児童の利用負担金の減免(1/2)
児童扶養手当受給世帯	すべての児童の利用負担金の減免(1/2)
生活保護受給世帯	すべての児童の利用負担金の減免(1/2)
前年度分の住民税非課税世帯	すべての児童の利用負担金の減免(1/2)

#### 5. おやつ代について

◎学校休業日（期間）のみの利用（1人につき）

春季休業	新1年生 [4月1日から4月7日まで]	500円
	現1～現5年生 [3月27日から4月7日まで]	1,000円
	現6年生 [春休み期間から3月31日まで]	500円
夏季休業	7月21日から7月31日まで	800円
	8月1日から8月28日まで	1,500円
冬季休業	12月25日から1月8日まで	1,000円

- ・月途中の入会・退会の場合でも、月額（期間）分を全額納付いただきます。
- ・日割計算による精算は行いません。
- ・おやつ代を減免することはできません。
- ・アレルギー等の理由でおやつを食べない場合は、入会申込書にその旨をお書きください。

## 6. 送迎について

- ・土曜日、学校休業日（期間）：保護者の送迎となります。

## 7. 暴風警報等発令時の対応

日程	状況	対応
土曜日・学業休業日 （春・夏・冬休みおよび運動会等の学校行事の実施に伴う振替休日等）	午前7時現在、暴風警報・特別警報が発令されている場合	⇒放課後児童クラブは閉所します。
	開所中に暴風警報・特別警報が発令された場合	⇒児童の安全を考慮し早めのお迎えをお願いします。

★ 詳細は、多賀町ホームページ掲載の「入会のしおり」をご確認ください。